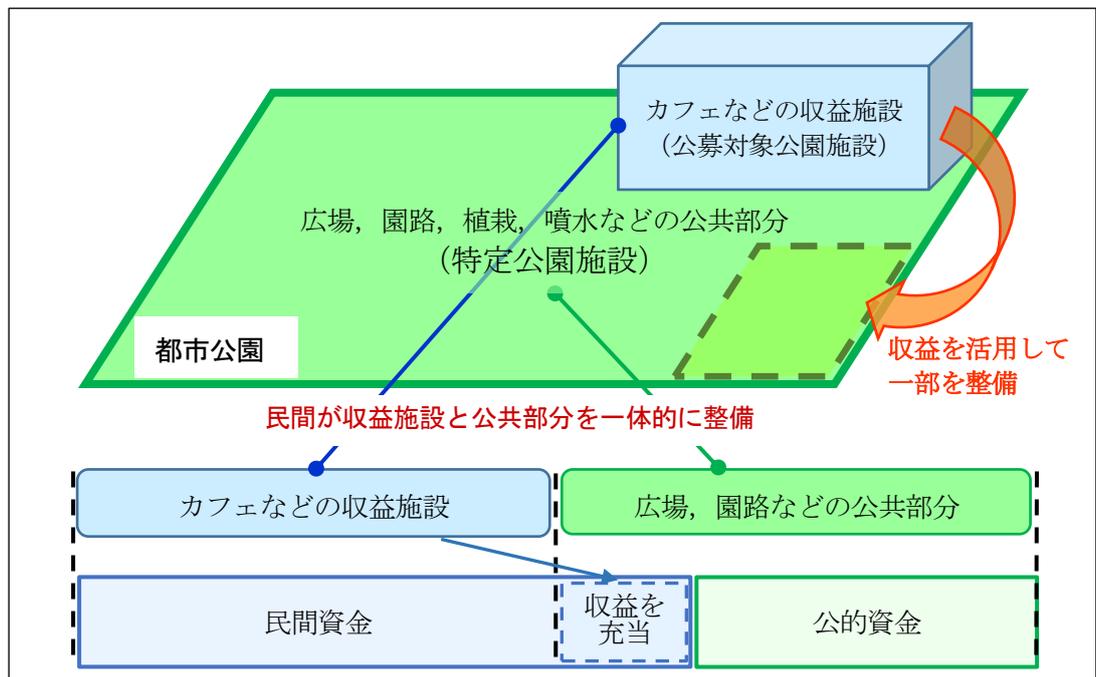


1 Park-PFIの制度の概要

- 平成29年の都市公園法改正により、都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として新たに設けられた制度である。
- 公園敷地内に飲食店や売店等の収益施設を設置し、その収益を活用して園路、広場等の公園施設の整備等を一体的に行う民間事業者を公募により選定する。
- 通常、公園敷地内の建築物の建ぺい率は原則2%とされているが、10%上乗せすることができ、12%となる。
- 従来10年とされている収益施設の設置管理期間を20年以内で設定できる。

図 Park-PFIの整備イメージ



2 Park-PFIを活用するメリット

● 公園利用者のメリット

- 飲食・物販をはじめとする便益施設の充実など公園利用者向けのサービスが充実する。

● 民間事業者のメリット

- 従前の設置管理許可に比べ、規模の大きい施設の設置が可能であり、長期にわたる設置管理も可能となることから、長期的視野での投資、経営が可能となる。
- 民間事業者が設置する収益施設のコンセプトに合わせて広場等の周辺施設を一体的にデザイン、整備できることから、収益の向上にもつながる質の高い空間を創出することができる。

● 市のメリット

- 選定した民間事業者が、民間の収益施設と公共部分となる公園施設の整備・管理を一体的に行うことにより、財政負担が軽減される。
- 民間事業者の資産運用の視点や創意工夫が採り入れられた整備・管理により、ストックの有効活用や公園の魅力の向上が図られる。